

8. 林業施設整備等利子助成事業

林業施設整備等利子助成事業は、全国木材協同組合連合会が主管する事業であり、林業者が日本政策金融公庫資金（対象資金については下記のとおり）を借り入れる際の利子について助成を行い、公庫からの借入金を実質無利子化する制度です。

平成 27 年度までは地域材利用緊急利子助成事業として実施していましたが、平成 28 年度からは名称を変更し、事業内容の拡充を行っています。

◆事業名 林業施設整備等利子助成事業

◆事業内容

事業名		融資枠	助成期間及び助成率	要件
林業施設整備等利子助成事業	森林取得資金	公庫資金 3億円 民間資金 5千万円	期間 最長10年間 助成率 最大2%	①林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた林業事業者上記対象資金の融通を受けていること ②事業活動を継続することが確実なこと ③適正な事業運営が行われると認められること ④木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実と認められる者
	農林漁業施設資金		期間 最長5年間 助成率 最大2%	

- ◆その他
- ・ 上記は令和 5 年 4 月 1 日現在の情報で、募集期間は未定です。
 - ・ 事業の詳細や手続きについては、全木連HPをご覧ください。
 - ・ 申請額が募集枠に達し次第、募集を締め切ることとなっておりますので、利用を検討されている場合はお早めに全木連 (TEL: 03-3580-3215、HP : <http://zenmokukyo.jp/>) へお問い合わせください。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業金融対策（継続）

【令和5年度予算概算決定額 554,101（729,156）千円】

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業によるグリーン成長及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実に、円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

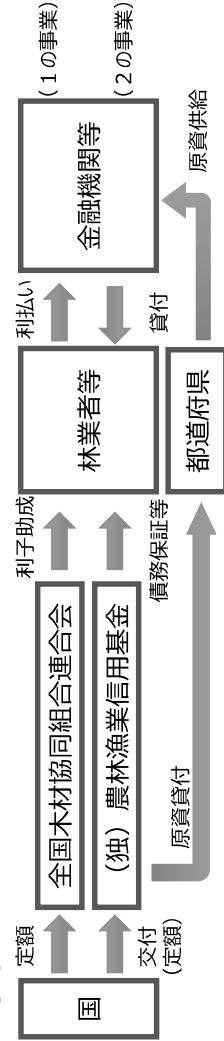
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

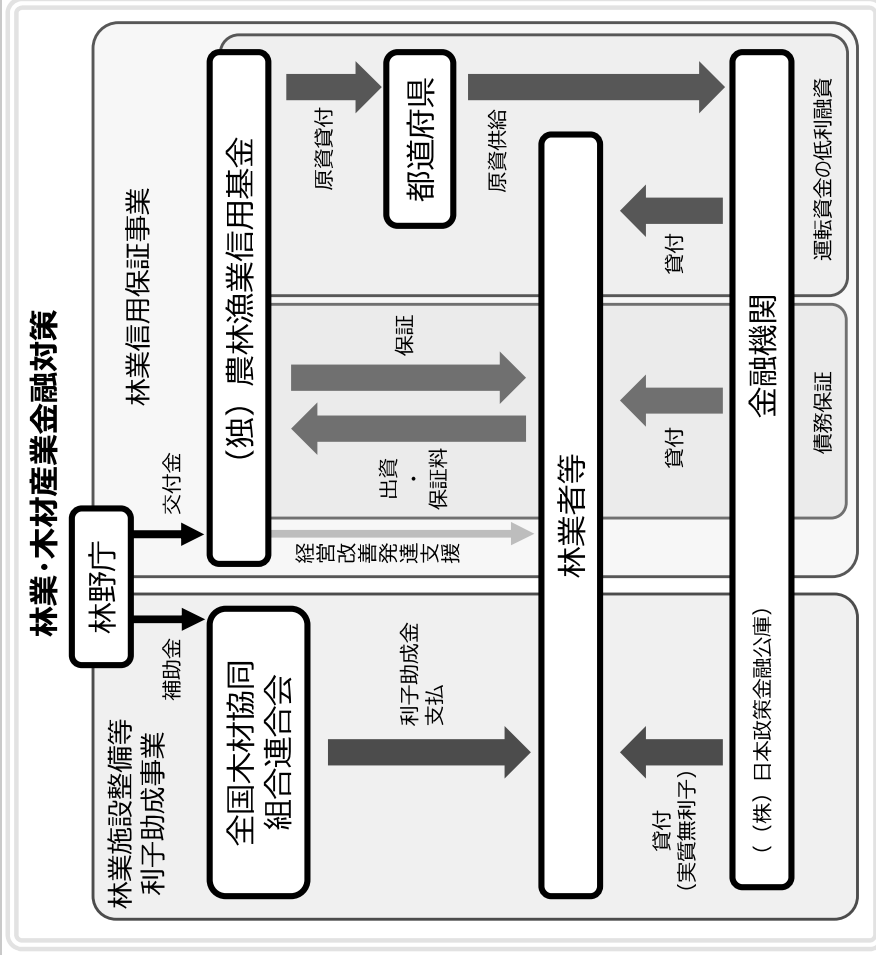
＜事業の内容＞

1. 林業施設整備等利子助成事業 244,229（289,284）千円
 - 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金を民間金融機関から借換えを行う場合、最大2%・最長10年間の利子助成（借換えの場合は5年間）を行います。
2. 林業信用保証事業 309,872（439,872）千円
 - （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症等対策分を含む）を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継・創業等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
 - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁企画課（03-3502-8037）

林業施設整備等 利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」、「施業集約化のために林地を取得したい。」、「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」、「新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営の維持安定を図りたい。」などの林業者等のごこうした思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率等は以下のとおりです。

対象者	① 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている林業者等			② 自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等			③ 経営管理実施権の設定を受けられる者として都道府県から公表されている林業者等
対象資金	農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に必要な資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金	林業構造改善事業推進資金
	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫		民間金融機関	(株)日本政策金融公庫			(株)日本政策金融公庫
利子助成対象額	上限3億円		上限5,000万円	上限3億円			上限3億円
助成期間	最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)		最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2%			最大2%

(裏面に続く)

対象者	④ 社会的・経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等			⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者(※1) (詳細は、「借換資金」の募集をご覧ください。)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者	左記以外の林業者等	
対象資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金 (コロナ・ウクライナ対策借換資金)
	事業の効率化、経費の削減等を図るための施設の整備に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫			民間金融機関 (独)農林漁業信用基金による債務保証が必要)
※2 利子助成 対象額	上限3億円			上限3億円 又は 借換資金のいずれか低い額
助成期間	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (ただし、償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2% (対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下 かつ年2%以下の場合)

※1 「一定の条件を満たす者」とは、次の①～②の要件をすべて満たす林業者です。

- ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者
② 個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者

※2 利子助成上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、①の民間金融機関資金は5,000万円、⑤の民間金融資金は3億円です。また、貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

<手続き>

区分	右記以外の資金	コロナ・ウクライナ対策借換資金
資金の借入	(株)日本政策金融公庫 又は 民間金融機関(相続等に必要資金)から資金を借入	(独)農林漁業信用基金に相談の後、民間金融機関に借換資金の借入れ申込み
※の申請書提出	都道府県木材協同組合連合会などを經由して、全国木材協同組合連合会へ提出	全国木材協同組合連合会へ直接提出

※ 申請書の様式は、全国木材協同組合連合会の「林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。
事業内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL:03-3580-3215

<http://www.zenmokukyo.jp/>



(令和4年11月)

林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱

[平成23年4月1日付け22林政企第65号農林水産事務次官依命通知]

最終改正 平成28年4月1日付け27林政企第331号

(通則)

第1 林業施設整備等利子助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、林産物供給等振興対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22林政産第118号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革を通じて木材の安定供給体制の構築及び地域材の利用を促進するとともに、木材価格の下落により影響を受けた林業者等の競争力を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、全国木材協同組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 林業施設整備等利子助成事業
- (2) 地域材利用促進利子助成事業
- (3) 林業経営基盤整備緊急利子助成事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

3 別表の事業の欄に掲げる事業に要する経費は、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6 大臣は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第8 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日の

いずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号による消費税等相当額報告書を速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15 大臣は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合のいずれかに該当し、取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(償還計画の変更に伴う補助金返還)

- 第16 補助事業者は、別に林野庁長官の定めるところにより、融資機関との貸借契約の解約・解除及び繰上償還等の償還計画の変更により補助金の残金が生じた場合には、別記様式第6号の国庫納付金承認申請書により大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

(補助金の経理)

- 第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第18 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、林野庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

(報告)

第19 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに大臣に報告するものとする。

別表（第3及び第10関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) 林業 施設整備等 利子助成 事業	補助事業者が、林業施設整備等利子助成事業を行うのに要する次の経費 ア 利子助成事業費 イ 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	定額	経費欄のアに掲げる経費から経費欄のイに掲げる経費への流用以外の変更	経費欄のア又はイに掲げる経費のいずれかについて補助金を交付する事業の新設又は廃止以外の変更
(2) 地域 材利用促進 利子助成 事業	補助事業者が、地域材利用促進利子助成事業を行うのに要する次の経費 ア 利子助成事業費 イ 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	定額	経費欄のアに掲げる経費から経費欄のイに掲げる経費への流用以外の変更	経費欄のア又はイに掲げる経費のいずれかについて補助金を交付する事業の新設又は廃止以外の変更
(3) 林業 経営基盤 整備緊急 利子助成 事業	補助事業者が、林業経営基盤整備緊急利子助成事業を行うのに要する次の経費 ア 利子助成事業費 イ 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	定額	経費欄のアに掲げる経費から経費欄のイに掲げる経費への流用以外の変更	経費欄のア又はイに掲げる経費のいずれかについて補助金を交付する事業の新設又は廃止以外の変更

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度 林業施設整備等利子助成事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者名 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、下記の事業について、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 〔又は補助事業に要 した経費〕 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
林業施設整備等利 子助成事業 利子助成事業費 利子助成金の交 付に必要な事務 等に必要な経費	円	円	円	
地域材利用促進利 子助成事業				

利子助成事業費 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費				
林業経営基盤整備 緊急利子助成事業 利子助成事業費 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
林業施設整備等利子助成事業 1 国庫補助金 2 その他					
地域材利用促進利子助成事業 1 国庫補助金 2 その他					
林業経営基盤整備 緊急利子助成事業 1 国庫補助金 2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
林業施設整備等利子助成事業 1 利子助成事業費 2 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費					
地域材利用促進利子助成事業 1 利子助成事業費 2 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費					
林業経営基盤整備緊急利子助成事業 1 利子助成事業費 2 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費					
合計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (1) 補助事業者の定款（ない場合にはこれに代わる書面）、財産目録、当該年度の事業計画書及び収支予算書並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し
- (2) 融資機関が融通する資金に対する利子助成に関する規程（交付規程）

(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
 2 交付規程は、団体営事業にのみ添付すること
 3 一部が重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、当初の計画書と同じ旨を記載することとする。

別記様式第2号（第9関係）

〇〇年度 林業施設整備等利子助成事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第12関係）

〇〇年度 林業施設整備等利子助成事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
林業施設整備等利子助成事業	円	円	%	円		
地域材利用促進利子助成事業						
林業経営基盤整備緊急利子助成事業						
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、利子助成金の支払い金額及び利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費の計を記載すること。

別記様式第4号（第13第1項関係）

〇〇年度林業施設整備等利子助成事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として林業施設整備等利子助成事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 事業の内容（別記様式第1号の記の2に準じて作成する。）
- 2 経費の配分（別記様式第1号の記の3に準じて作成する。）
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 収支精算（別記様式第1号の記の5に準じて作成する。）
- 5 国庫補助金精算

区分	国庫補助金 交付決定額	精算事業費	国庫 補 助 率	精算国庫 補助金	既受領国庫 補助金総額	差し引き国庫 補助金未受領 (返還) 額	備考
林業施設整備等利 子助成事業	円	円		円	円	円	

利子助成事業費 利子助成金の 交付に必要な 事務等に必要な 経費							
地域材利用促進利 子助成事業 利子助成事業費 利子助成金の 交付に必要な 事務等に必要な 経費							
林業経営基盤整備 緊急利子助成事業 利子助成事業費 利子助成金の 交付に必要な 事務等に必要な 経費							
合 計							

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及び支払い経費の確認のために必要な書類（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第5号（第13第3項関係）

〇〇年度林業施設整備等利子助成事業費補助金
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者
印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった林業施設整備等利子助成事業費補助金について、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 |
| | 円 | |
| | (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税相当額 | 金 |
| | 円 | |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 |
| | 円 | |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 |
| | 円 | |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分

を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) その他参考となる資料を添付すること。

(3の金額の積算の内訳等)

別記様式第6号（第16関係）

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

所在地
団体名
代表者 印

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、残金が生じたので、林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱第16の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 総括表

区 分	返還額
① 融資機関との貸借契約の解約・解除	
② 償還契約の変更	
合計	

2 添付書類

- (1) 貸借契約の解約・解除に係る書類の写し（①の場合）
- (2) 償還契約の変更に係る書類の写し（②の場合）

別記様式第7号（第19関係）

〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
-----		千円
-----		千円
合計		千円
合計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合計		千円 (B)
(2) (1) 以外の支出		
支出内容	支出先	金額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合計		千円
7. その他		
内容		金額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

〈「(2)(1)以外の支出」の具体例〉

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績」に対する「6. (1)外部に再補助されているものに関する支出」の割合により計算する。

林業施設整備等利子助成事業実施要領

[平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号 林野庁長官通知]
最終改正 令和 4 年 4 月 26 日付け 4 林政企第 9 号

第 1 事業の種類

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表 1 に基づく林業施設整備等利子助成事業の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 補助事業者

この事業の補助事業者は、全国木材協同組合連合会（以下「補助事業者」という。）とする。

第 3 事業内容

1 林業施設整備等利子助成事業

(1) 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- ア 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の認定を受けた林業者等
- イ 事業用資産について、暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた林業者等
- ウ 自己の責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その経営を継続するための資金を必要とし、かつ、当該影響についての内容を証明できる林業者等
- エ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者
- オ 林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）3 の（2）の ア に基づき都道府県が選定した育成経営体

(2) 融資機関

この事業の融資機関は、次に掲げるものとする。

- ア 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金

融公庫。以下「公庫」という。)

イ 民間金融機関であって、次に掲げるもの

- ① 銀行
- ② 信用金庫
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ④ 信用協同組合
- ⑤ 農林中央金庫

(3) 対象資金

この事業の対象資金は、以下に定めるものとする。

ア 公庫が取り扱う資金であって、次に掲げるもの（以下「公庫資金」という。）

- ① 林業経営育成資金（森林取得）（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 1 第 8 号の下欄のワに掲げる資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号。以下「告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。）第 2 条第 1 号のワに掲げる資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号。以下「沖縄告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）
- ② 農林漁業施設資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号の（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第 2 条第 1 号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号ネに掲げる資金（沖縄告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。）
- ③ 林業基盤整備資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のリ若しくはルに掲げる資金又は沖縄政令第 2 条第 1 号リ若しくはルに掲げる資金をいう。）
- ④ 農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄

のヲに掲げる資金（告示第5号の1から3までに掲げる資金に限る。）又は沖縄政令第2条第1号ヲに掲げる資金（沖縄告示第5号の1から3までに掲げるものに限る。）をいう。）

- ⑤ 林業構造改善事業推進資金（公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第2条第1号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のネに掲げる資金（沖縄告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。）であって、交付要綱別記1の第2の2に基づく承認を受けた事業計画により事業を実施するために必要な資金

イ (2)のイの①から⑤までに掲げる民間金融機関が融通する資金であって、次に掲げるもの（以下「民間資金」という。）

- ① 相続等により森林や林業機械等の事業用資産が分散することを防止するために必要な資金
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。以下同じ。）が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金
- (ア) 公庫が融通する資金
- (イ) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。）
- (ウ) 木材産業等高度化推進資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知）第7及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）第9に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。以下

同じ。)

(エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

(オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

③ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、信用基金の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金

(ア) 公庫が融通する資金

(イ) 林業・木材産業改善資金

(ウ) 木材産業等高度化推進資金

(エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

(オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち令和4年4月26日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

(4) 融資枠

この事業の対象となる融資枠の上限は、利子助成金の交付を受けようとする林業者等（以下「利子助成申請者」という。）当たり、次のとおりとする。

ア 公庫資金

3億円

イ 民間資金

① (3)のイの①に掲げる資金

5,000万円

② (3)のイの②又は③に掲げる資金

3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額

(5) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長10年間とする。ただし、(1)のアに掲げる対象者が(3)のアの②に掲げる資金を借り受ける場合、(1)のエに掲げる対象者のうち、森林経営管理法

第 37 条第 2 項に規定する経営管理実施権の設定を受けていない民間事業者が (3) のアの⑤に掲げる資金を借り受ける場合、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者が (3) のイの②に掲げる資金を借り受ける場合又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が (3) のイの③に掲げる資金を借り受ける場合にあつては最長 5 年間とする。

(6) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大 2 % とする。ただし、対象資金の貸付利率が年 2 % を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

(7) 利子助成額の下限

この事業の 1 回あたりの利子助成額の下限は 1,000 円とする。

(8) 審査委員会の設置

ア 補助事業者は、利子助成の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。

イ 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。

- ① 審査委員会は、委員長 1 名及び委員若干名で構成するものとする。
- ② 補助事業者は、林業・木材産業について知見を有する学識経験者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
- ③ 補助事業者は、②の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。
- ④ 補助事業者は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。
- ⑤ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
- ⑥ 審査委員会の運営事務は、補助事業者が行うものとする。

(9) 利子助成の要件

補助事業者は、次に掲げる利子助成について、利子助成申請者が、それぞれに定める要件を全て満たす場合に、利子助成を行うものとする。

ア (1) のアに定める事業対象者に係る利子助成 (対象資金が (3) のア (①又は②に限る。) 又はイの①の場合に限る。)

- ① 少なくとも約定償還期間中は事業活動を継続することが確実にあつて、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
- ② 木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実にあつてと認められる者であること。

- イ (1) のイ又はウに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のア (②から④までに限る。) の場合に限る。）
- ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であること。
 - ② 規約等により適正な事業運営が行われると認められる者であること。
- ウ (1) のエに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のアの⑤の場合に限る。）
- ・ 少なくとも償還期間中は規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
- エ (1) のア又はオに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のイの②又は③の場合に限る。）
- ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は、事業活動を継続することが確実であること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経済的な被害を受けた林業者として信用基金が債務保証を行い、かつ、林業信用保証事業交付金実施要綱（平成 15 年 10 月 6 日付け 15 林政企第 55 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 (2) の保証活用支援事業のうち事業再建支援タイプの活用により債務保証に必要な保証料が免除された資金であること。
 - ③ 対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年 2 %以下であること。

2 地域材利用促進利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政企第 332 号林野庁長官通知）による改正前の地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大 2 %とする。ただし、対象資金の貸付利率が年 2 %を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成26年3月31日付け25林政企第98号林野庁長官通知）附則第1項による廃止前の林業経営基盤整備緊急利子助成事業実施要領（平成25年2月26日付け24林政企第81号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長15年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大年2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該貸付利率とする。

第4 事業計画

交付要綱別記6の第2の3の林野庁長官が定める事項は次のとおりとする。

- 1 交付要綱別記6の第2の1の事業計画については、交付要綱第5に定める交付申請書をもって代えるものとする。
- 2 交付要綱別記6の第2の2による事業計画等の重要な変更は、交付要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合とし、交付要綱第11に定める変更等承認申請書の提出をもって代えるものとする。

第5 事業の実施

1 交付規程

補助事業者は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する対象資金に対する利子助成に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

2 利子助成の申請

第3の1の事業の利子助成申請者は、交付規程の定めるところにより、利子助成金交付申請書を作成し、補助事業者に提出するものとする。

また、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規

範：木材産業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート」を記入の上、利子助成の申請に当たり補助事業者へ提出するものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

3 利子助成の決定

補助事業者は、利子助成申請者から、第3の1の事業の利子助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、利子助成を決定するものとする。

ただし、第3の1の(3)のイの②又は③に掲げる資金にあつては、審査委員会の審査によらず利子助成を決定することができるものとし、その取扱いについて信用基金に通知するものとする。

4 利子助成金の交付

- (1) 補助事業者は利子助成を決定したときは、利子助成期間中、毎年、対象資金の残高に利子助成率を乗じた額の利子助成金を利子助成の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に交付するものとする。
- (2) 利子助成は、交付規程に基づき行うものとする。
- (3) 補助事業者は、交付対象者が対象資金に係る利子を融資機関に支払ったことを確認した後でなければ、利子助成金の交付を行ってはならない。

5 利子助成金の交付の中止及び返還

補助事業者は、交付対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を中止し、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部について、交付対象者から返還させることとする。

- (1) 第3の1の(1)のアに定める事業対象者に係る利子助成については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定が取り消されたとき
- (2) 第3の1の(1)のエに定める事業対象者に係る利子助成については、当該事業対象者に係る森林経営管理法第36条第2項の規定による公

表が取りやめられたとき又は同法第 40 条の規定により経営管理実施権配分計画の全部が取り消されたとき

- (3) 事業を中止したとき
- (4) 融資機関との対象資金に係る金銭消費貸借契約を解約・解除したとき
- (5) 対象資金について融資機関から繰上償還の請求が行われたとき
- (6) 延滞となっており、かつ、次回の約定償還日までに延滞が解消できなかったとき
- (7) 補助事業者が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき
- (8) その他利子助成を継続して実施することが適切ではないと認められるとき
- (9) 第 3 の 1 の(3)のイの②又は③に掲げる資金に係る信用基金の債務保証が解約・解除されたとき

第 6 事業の実施時期

第 3 の 1 の事業の新規採択実施期間は、令和 4 年度までとする。

第7 指導

林野庁長官は、この事業の実施に関して、補助事業者及び融資機関に対し、指導及び監督を行うものとする。

第8 報告

交付要綱別記6の第4の林野庁長官の定める報告については、次のとおりとする。

- 1 本事業の実績については、交付要綱第16に定める実績報告書をもって報告することとする。
- 2 補助事業者は、利子助成事業開始翌年度から終了翌年度まで、毎年度、交付対象者に助成対象となった事業の実施による効果等の状況を報告させ、7月末までに国に報告するものとする。
- 3 国は、本事業の実施状況等について、補助事業者に対して必要に応じて資料の提出を求めること等ができるものとする。
- 4 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、補助事業者に対して提出を求めることとする。

第9 国の助成措置

- 1 交付要綱別記6の第3に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については別表2のとおりとする。
- 2 補助事業者は、毎事業年度終了後遅滞なく補助金の精算を行い、別に定めるところにより国に報告しなければならない。また、補助事業者は、融資機関との貸借契約の解約・解除及び繰上償還等の償還計画の変更により残金が生じたとき、当該残金を国庫に返還するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業施設整備等利子助成事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政企第66号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 9 関係)

事業区分	補助対象経費
1 林業施設整備等利子助成事業 (1) 利子助成事業 (2) 事務運営推進事業	ア 利子助成費 ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料
2 地域材利用促進利子助成事業 (1) 利子助成事業 (2) 事務運営推進事業	ア 利子助成費 ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費
3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業 (1) 利子助成事業 (2) 事務運営推進事業	ア 利子助成費 ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費

別表 2 (第 9 関係)

補助対象経費		経費範囲及び算定方法
利子助成費		林業施設整備等利子助成事業のための利子助成に必要な経費とする。
技術者給		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」によるものとする。
賃金		事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。 賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
謝金		事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。 なお、事業実施主体に対して謝金を支払うことはできない。
旅費		事業を実施するために追加的に事業実施主体が行う必要がある資料収集、調査、検討会、指導、講師等の派遣、打合せ、普及啓発、委員会の実施等に必要な経費とする。
需用費		事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
	消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
	印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、リーフレット等の印刷に必要な経費とする。
役務費		事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等とする。
	通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とする。

使用料及び 賃借料		事業を実施するために必要となる会場の借上げに必要な経費とする。
--------------	--	---------------------------------